

津幡町告示第24号

次のとおり町道の路線の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、令和8年3月12日から令和8年3月25日まで津幡町役場において一般の縦覧に供する。

令和8年3月12日

石川県津幡町長 矢田 富郎

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
太田90号線	太田ほ122番地先から	令和8年3月12日	津幡町役場都市建設課
	太田ほ127番1地先まで		